

問 合 せ 先	中区福祉課 (504-2588)
	東区福祉課 (568-7734)
	南区福祉課 (250-4132)
	西区福祉課 (294-6346)
	安佐南区福祉課 (831-4946)
	安佐北区福祉課 (819-0608)
	安芸区福祉課 (821-2816)
	佐伯区福祉課 (943-9769)
	健康福祉局障害福祉課 (504-2147)

特別児童扶養手当等支給に係る所得制限の適用除外

1 支援策の内容

災害により、住宅・家財等に損害を受けた場合は、所得制限は適用されません。

2 対象者（要件等）

各手当の受給資格者、配偶者又は扶養義務者（同居の直系親族）であり、所得制限により各手当の支給が停止されている方のうち、住宅又は家財などの財産について、被害額がおおむね2分の1以上の損害を受けた方。

※被害額から地震保険等の給付金により補充された金額を除いて算定

3 手続きの方法

お住まいの区福祉課に申請書を提出してください。

(1) 特別児童扶養手当の手続きの場合

特別児童扶養手当被災状況書

(2) 特別障害者手当、障害児福祉手当の手続の場合

障害児福祉手当（福祉手当）被災状況書、特別障害者手当被災状況書

※被災した財産の種類によっては、「り災証明書」や被害額などの「挙証書類」の提出を別途求める場合があります。

4 免除の対象期間及び受付期限

対象期間は、災害により損害を受けた月分から翌年7月分の手当までとなります。